

特別養護老人ホーム 希望の郷大治 利用料金表

作成日：2025年3月1日

● 1カ月当たりの合計概算

利用者 負担段階	要介護度	介護福祉施設サービス 自己負担金額/月			食費/日	居住費/日	事務 管理費/月	合計概算/月		
		1割負担	2割負担	3割負担				1割負担	2割負担	3割負担
第1段階	要介護1	¥23,967	¥47,934	¥71,901	¥300	¥880	¥1,000	¥60,367	¥84,334	¥108,301
	要介護2	¥26,417	¥52,834	¥79,251				¥62,817	¥89,234	¥115,651
	要介護3	¥29,042	¥58,084	¥87,126				¥65,442	¥94,484	¥123,526
	要介護4	¥31,527	¥63,054	¥94,581				¥67,927	¥99,454	¥130,981
	要介護5	¥33,942	¥67,884	¥101,826				¥70,342	¥104,284	¥138,226
第2段階	要介護1	¥23,967	¥47,934	¥71,901	¥390	¥880	¥1,000	¥63,067	¥87,034	¥111,001
	要介護2	¥26,417	¥52,834	¥79,251				¥65,517	¥91,934	¥118,351
	要介護3	¥29,042	¥58,084	¥87,126				¥68,142	¥97,184	¥126,226
	要介護4	¥31,527	¥63,054	¥94,581				¥70,627	¥102,154	¥133,681
	要介護5	¥33,942	¥67,884	¥101,826				¥73,042	¥106,984	¥140,926
第3段階①	要介護1	¥23,967	¥47,934	¥71,901	¥650	¥1,370	¥1,000	¥85,567	¥109,534	¥133,501
	要介護2	¥26,417	¥52,834	¥79,251				¥88,017	¥114,434	¥140,851
	要介護3	¥29,042	¥58,084	¥87,126				¥90,642	¥119,684	¥148,726
	要介護4	¥31,527	¥63,054	¥94,581				¥93,127	¥124,654	¥156,181
	要介護5	¥33,942	¥67,884	¥101,826				¥95,542	¥129,484	¥163,426
第3段階②	要介護1	¥23,967	¥47,934	¥71,901	¥1,360	¥1,370	¥1,000	¥106,867	¥130,834	¥154,801
	要介護2	¥26,417	¥52,834	¥79,251				¥109,317	¥135,734	¥162,151
	要介護3	¥29,042	¥58,084	¥87,126				¥111,942	¥140,984	¥170,026
	要介護4	¥31,527	¥63,054	¥94,581				¥114,427	¥145,954	¥177,481
	要介護5	¥33,942	¥67,884	¥101,826				¥116,842	¥150,784	¥184,726
第4段階	要介護1	¥23,967	¥47,934	¥71,901	¥1,445	¥2,101	¥1,000	¥131,347	¥155,314	¥179,281
	要介護2	¥26,417	¥52,834	¥79,251				¥133,797	¥160,214	¥186,631
	要介護3	¥29,042	¥58,084	¥87,126				¥136,422	¥165,464	¥194,506
	要介護4	¥31,527	¥63,054	¥94,581				¥138,907	¥170,434	¥201,961
	要介護5	¥33,942	¥67,884	¥101,826				¥141,322	¥175,264	¥209,206

- 食費及び居住費の利用料は本人の所得や世帯の課税状況等によって「利用者負担段階」が設けられており、負担限度額認定を受けている場合は「介護保険負担限度額認定証」に記載の負担額となります。
- **負担割合**は「介護保険負担割合証」に記載の負担割合となります。
- 大治町の特別養護老人ホームにおける1単位あたりの単価は10.27円となります。

● 介護福祉施設サービスについて

◆ 介護福祉施設サービス料金

介護保険法の規定により、要介護度に応じたサービス料金が定められています。

以下に記載の料金は1割負担の場合の自己負担額目安となります。

ユニット型個室					
介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり 料金目安	670円	740円	815円	886円	955円

◆ 介護サービス加算

制度、職員の体制、施設で対応するサービス等に応じて加算されるサービス費用です。当施設では必要に応じて下記の加算が生じる場合があります。

項目	概要	1割負担の場合の自己負担額目安
初期加算	入居日から30日以内の期間について算定となります。30日を超える病院等への入院後に当施設に戻られた場合も算定となります。	30円/日
口腔衛生管理 加算	歯科衛生士が入居者様に対し口腔ケアを月2回以上行い、当該入居者様に係る口腔ケアについて、介護職員に対し具体的な技術的助言及び指導を行います。	110円/月
看護体制加算	常勤の看護師を1名以上配置しています。	4円/日
処遇改善加算	介護業務に従事する職員の賃金改善や職場環境整備のために必要な金額を国から事業所へ支給する制度。	介護サービス費用に厚生労働省が定める所定の割合を乗じた金額の加算となります。
サービス提供 体制強化加算	介護及び看護職員の総数のうち75%以上が常勤職員の場合に算定となります。	6円/日
個別機能訓練 加算	入居者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復又は減退を防止するための訓練(歩行練習/筋肉、関節拘縮予防マッサージなど)の計画策定・実施・定期的な見直しを行います。	20円/月
褥瘡マネジ メント加算 (I)※	褥瘡(床ずれ)の発生を防止するための計画を策定し、計画に基づいた褥瘡管理と日常のケアを実施します。計画策定は看護師・介護職員・管理栄養士・介護支援専門員その他の職種が共同して行います。	3円/月
褥瘡マネジ メント加算(II) ※	褥瘡マネジメント加算(I)に加え、下記いずれかに該当する場合に算定となります。 ① 入居時の褥瘡が治癒したこと	13円/月

	② 褥瘡発生のリスクがある入居者様に褥瘡の発生がないこと	
看取り介護加算	医師により回復の見込みがないと診断された入居者様に、ご家族の同意のもと、看護師や介護職員などの多職種が連携をとって施設で看取り介護を行います。	死亡日 45 日前～31 日前：72 円/日 死亡日 30 日前～4 日前：144 円/日 死亡日前々日、前日：680 円/日 死亡日：1,280 円/日
生産性向上推進体制加算	介護ロボットや ICT のテクノロジーを活用し入居者様の安全、介護サービスの質の向上に取り組みます。	100 円/月
特別通院送迎加算	透析を要する入居者様の送迎を 1 月に 12 回以上行った場合に算定となります。	594 円/月
退所時情報提供加算	医療機関等へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供を行います。	250 円/回
退所時栄養情報連携加算	医療機関等へ退所した際、栄養管理に関する情報連携を切れ目なく行います。	70 円/回
認知症チームケア推進加算	認知症介護に係る専門的な研修の修了者を 1 名以上配置し、認知症の行動・心理症状の予防等のための認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、ケアの振り返りや計画の見直しを行います。	150 円/月

※褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)又は褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)はどちらかが算定となります。

◆ 入院された場合

居住費に加え、1月に6日を限度として246円/日を算定いたします。(福祉施設外泊費用)

● その他生活費等の実費分について

	項目	料金
◎	電気機器持込代 (テレビを持込む場合)	1,000 円/月
●	理美容費 (カットのみの場合)	1,700 円/回～
●	訪問マッサージ利用料金	医療保険適用。1割負担の場合 450 円/回～
△	買物代行費用 (移動販売)	実費
△	薬剤費	実費
◎	医療費	医療保険適用。自己負担割合による
◎	医務消耗品	実費
◎	補助食品	実費
◎	喫茶代	実費
◎	レクリエーション・行事材料費	実費

◎ 施設利用料にてご請求申し上げます。

● 協力機関からの口座振替となります。

△ 施設利用料にてご請求、一部協力機関からの口座振替となる場合もあります。

● 居住費および食費の利用者負担（負担限度額）について

居住費（滞在費）・食費については、本人の所得や世帯の課税状況等によって「利用者負担段階」が設けられています。負担限度額認定を受けている場合は「介護保険負担限度額認定証」に記載の負担額となります。

利用者 負担段階	所得要件	預貯金額要件 (夫婦の場合)	負担限度額	
			居住費(滞在費)	食費
第1段階	生活保護を受けている方	要件なし	880円	390円
	老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	1,000万円以下 (2,000万円以下)		
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、本人の合計所得金額(年金収入にかかる所得分を除く)と課税年金収入金額と非課税年金収入金額の合計が80万円以下の方	650万円以下 (1,650円以下)	880円	390円
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税の方で、本人の合計所得金額(年金収入にかかる所得分を除く)と課税年金収入金額と非課税年金収入金額の合計が80万円を超120万円以下の方	550万円以下 (1,550万円以下)	1,370円	650円
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税の方で、本人の合計所得金額(年金収入にかかる所得分を除く)と課税年金収入金額と非課税年金収入金額の合計が120万円超の方	500万円以下 (1,500万円以下)	1,370円	1,360円
第4段階	上記以外の方	負担限度額なし		